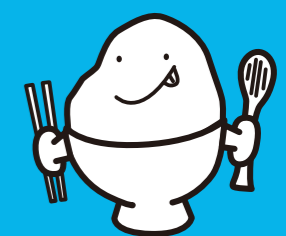


はばだけ未来へ!

京プラン実施計画(骨子)への
御意見を募集しています!



ハブコメ君

京 みやこ プラン

MIYAKO PLAN

実施計画 (骨子)

平成23年10月発行 京都市印刷物第233115号

発行 京都市行財政局財政部財政課 電話 075-222-3293 FAX 075-222-3283
総合企画局政策企画室 電話 075-222-3035 FAX 075-212-2902
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地



目 次

ごあいさつ	P1
はじめに	P2
I 実施計画の基本的な考え方	P3
II 持続可能かつ機動的な財政運営の確立	P5
III 政策編（「重点戦略」の推進）	P13
IV 改革編（「行政経営の大綱」の推進）	P38
意見募集用紙	P55

市民の皆様と共に汗して、生活者を基点に50年後、100年後も「日本に京都があってよかった」、「京都に住んでよかった」と実感していただけるまちづくりを進めよう。そんな強い決意を込めて、京都市では、平成22年12月、徹底した市民参加と市会での審議・議決を得て、未来のまちづくりのシナリオとなる「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」を策定しました。



京都市長 門川 大作

そして、この基本計画を着実に進めていくために、全庁を挙げた徹底的な議論を行い、この度、平成24年度から27年度までの4年間に取り組むべき主要事業等を盛り込んだ、「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画（骨子）」を取りまとめました。

「実施計画（骨子）」の作成に当たっては、持続可能な財政の構築をはじめ、市民や企業の皆様の参加と協働による「共汗」と、効率的・効果的な政策実現に向けた「融合」の視点を基本に、政策効果の観点からの優先度、京都の都市特性や強み、そして基本計画策定後に発生した東日本大震災の教訓なども踏まえ、内容の検討を行いました。

京都市では、この「実施計画（骨子）」を基に、市民の皆様からさまざまな御意見やアイデアを頂戴し、「実施計画（最終案）」を磨き上げて参りたいと考えています。

引き続き、わたしを先頭に職員が一丸となって、市民の皆様と共に、未来に大きくはばたく京都のまちづくりを全力で進めて参ります。皆様の御意見をお待ちしております。

はじめに

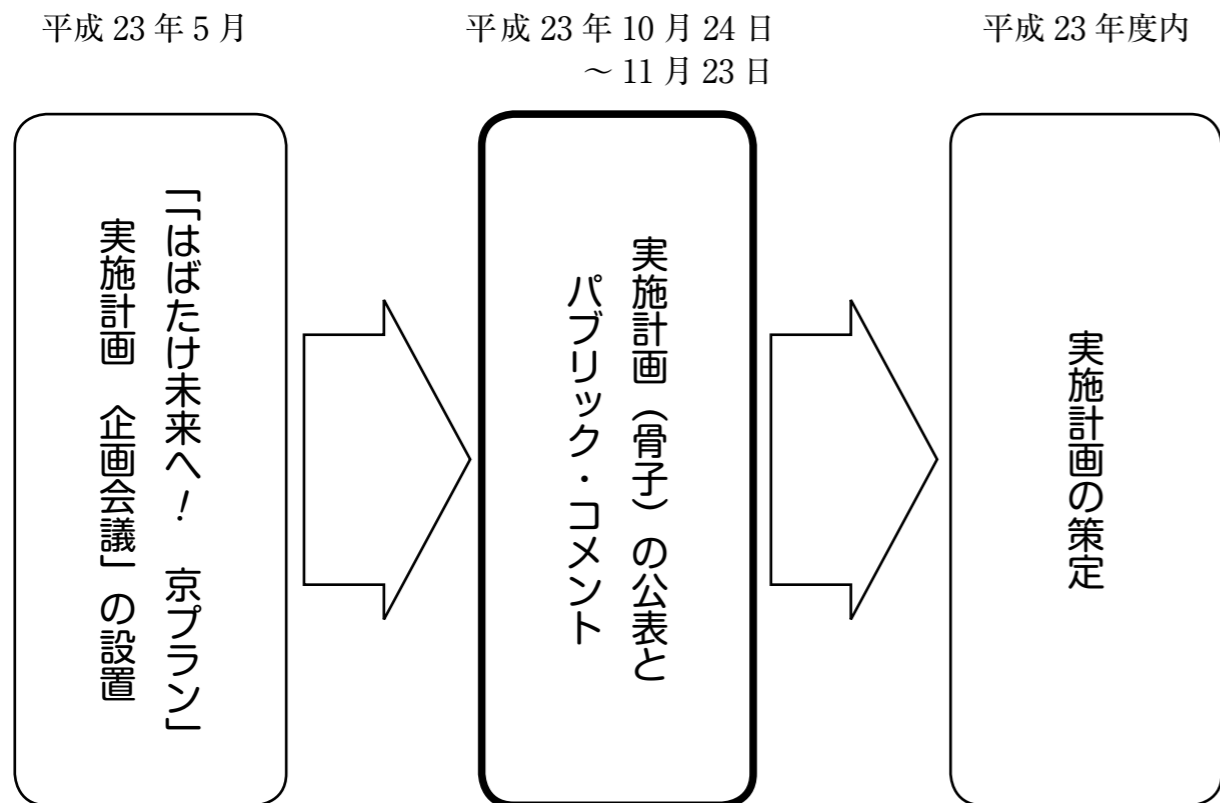
現在、京都市では、平成22年12月に市会の議決を得て策定した「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」に掲げる重点戦略と行政経営の大綱を推進するための「実施計画」の策定に取り組んでいます。

計画の検討に当たっては、平成23年5月に実施計画を策定するための庁内組織として「「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画 企画会議」を設置し、分野横断的な議論を重ねるとともに、課題の棚卸しと改革案の検討を進め、この度、実施計画（骨子）を取りまとめました。

市民の皆様のさまざまな御意見をいただき、よりよい計画として参りますので、ぜひ御意見をお寄せください。

今後、お寄せいただいた御意見を基にさらなる検討を進め、年度内に実施計画を策定する予定です。

＜実施計画検討の流れ＞



I 実施計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

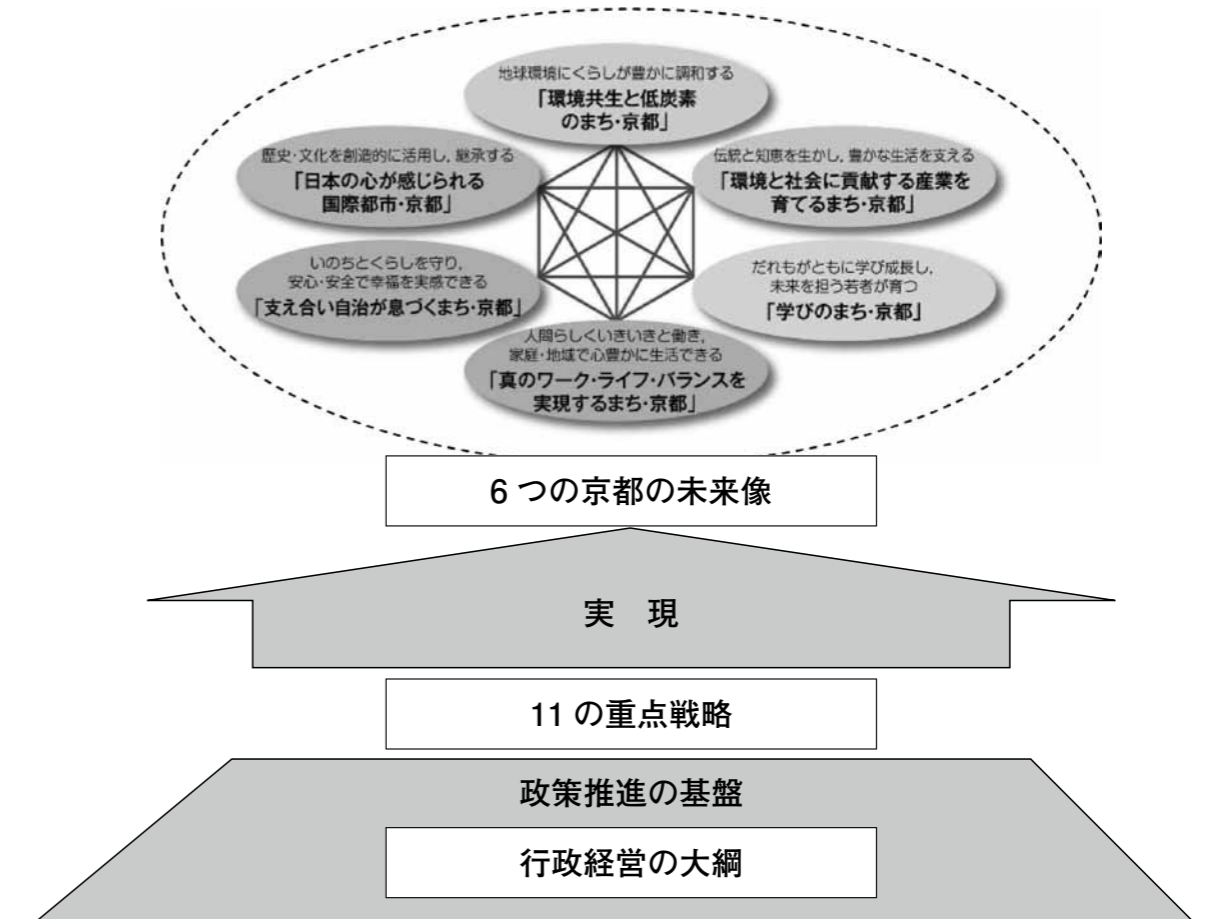
本市では、平成11年12月に策定した「京都市基本構想」を具体化する第2期の基本計画として、平成22年12月に市会の議決を得て、平成23年度から10年間の都市経営の基本となる「はばたけ未来へ！京プラン（以下、「基本計画」という）」を策定しました。

この基本計画には、「生活者を基点に、参加と協働で地域主権時代を切り拓く」という「都市経営の理念」の下、6つの「京都の未来像」を実現するために、とくに優先的に取り組むべき11の「重点戦略」と、政策推進の基盤となる行政経営の方針である「行政経営の大綱」を掲げています。

基本計画では、計画に掲げた政策の実効性を確保するための下位計画として、重点戦略及び行政経営の大綱を推進するための具体的な事業等を示した「実施計画」を策定することとしています。



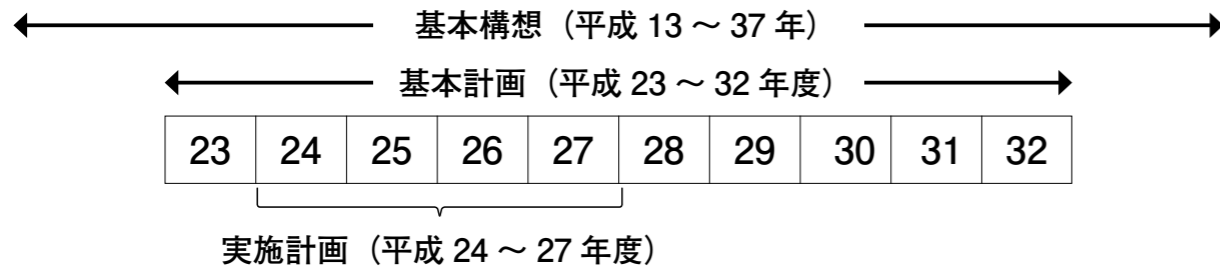
＜未来像と重点戦略・行政経営の大綱の関係＞



2 計画期間

基本計画の計画期間の前半に当たる平成 24（2012）年度から平成 27（2015）年度までの 4 年間で計画期間とします。

<基本構想，基本計画，実施計画の計画期間>



3 実施計画の構成

この実施計画は，基本計画に掲げる「京都の未来像」の実現に向けて，計画期間中に京都市が進める具体的な取組を示すものです。

こうした取組，とりわけ，京都市の成長戦略であり，「京都の未来像」の実現に向けてとくに優先的に取り組むべき「重点戦略」を進めていくに当たっては，これを支えることのできるしっかりとした財政基盤の確立が欠かせません。

このため，計画期間中の財政収支の見通しとともに，これを踏まえ，財政をしっかりとしたものにしていくための道筋と財政運営の目標を明らかにしています。

そのうえで，「重点戦略」を推進するリーディング・プロジェクトなど具体的な取組を掲げるとともに，これと一体となって進めるべき，市民参加や情報の公開，さらには，財政運営の目標の達成に向けた具体的な取組などについて記載しています。

<構成>

I 実施計画の基本的な考え方

基本計画との関係や計画期間など，実施計画のあらましについて記載しています。

II 持続可能かつ機動的な財政運営の確立

「重点戦略」など未来の京都を切り拓く政策の着実な推進のために不可欠な財政の健全化の達成に向けた道筋と，計画期間中における本市の財政状況の見通しについて記載しています。

III 政策編（「重点戦略」の推進）

11 の重点戦略ごとに，各戦略を先導する象徴的な事業である「リーディング・プロジェクト」，「具体的な推進事業」，めざすべき目標像を表す数値目標である「主な共汗指標」を掲げています。

IV 改革編（「行政経営の大綱」の推進）

「行政経営の大綱」における 4 つの基本方針である「参加と協働による市政とまちづくりの推進」，「情報の公開・共有と行政評価の推進」，「持続可能な行財政の確立」及び「一層信頼される市役所づくりに向けた組織の改革と人材の育成」に基づき，具体的な取組を掲げています。

II 持続可能かつ機動的な財政運営の確立

市民の安心・安全な生活をしっかりと支え，将来にわたり必要な施策，事業を実施することができるよう，財政健全化のめざすべき姿を示し，京都市財政改革有識者会議の提言も踏まえ，その実現に向けた財政運営の目標や中期財政収支見通しを示しています。

1 財政健全化のめざすべき姿（平成 24～32 年度）

特別の財源対策（行政改革推進債の活用，公債償還基金の取崩しなど）※ に依存しない，景気の変動にも耐え得る安定した財政構造を確立し，低成長，少子高齢化時代にふさわしい持続可能かつ機動的な財政運営へと進化を遂げることをめざします。

2 達成の道筋

(1) 取組前期（本計画期間中：平成 24～27 年度）

本市の中期財政収支見通しの前提となる，国の財政運営戦略において，「平成 24～26 年度の間，地方の一般財源の総額については，平成 23 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされています。加えて，我が国を取り巻く経済情勢等を踏まえれば，本計画期間中の一般財源収入は伸びを見込むことはできません。

このため，中期財政収支見通し（10 ページ）に示すように，本計画期間中の歳出入の差額（財源不足額）は依然として多額にのぼります。

この厳しい財政状況に的確に対応するため，総人件費の削減や公共投資の抑制等に全庁を挙げて取り組みますが，これらの取組による財政効果が現れるまでには一定の期間が必要です。

こうしたことから，一般財源収入に伸びを見込めない状況の下では，累増する社会福祉関係経費に必要な財源を安定的に確保するためにも，財政構造改革の取組を推進するとともに，特別の財源対策も含めたあらゆる財源の確保に努める必要があります。

なお，本計画期間中の特別の財源対策の活用額は，総人件費の削減等，財政運営の目標に基づく予算編成により圧縮し，概ね 100 億円 / 年（財政非常事態宣言以降 10 年間の特別の財源対策 141 億円 / 年の 3 分の 2 程度）に抑えます。

※ 特別の財源対策

市税や地方交付税，国庫支出金などの通常の歳入だけでは必要な歳出を賄えない場合に活用する財源。本市では，当面の間，次の二つを活用します。

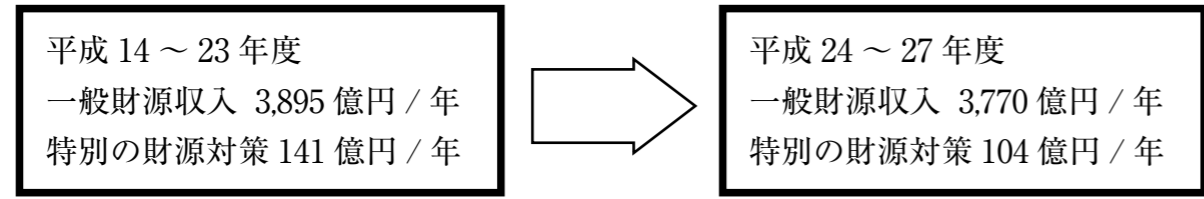
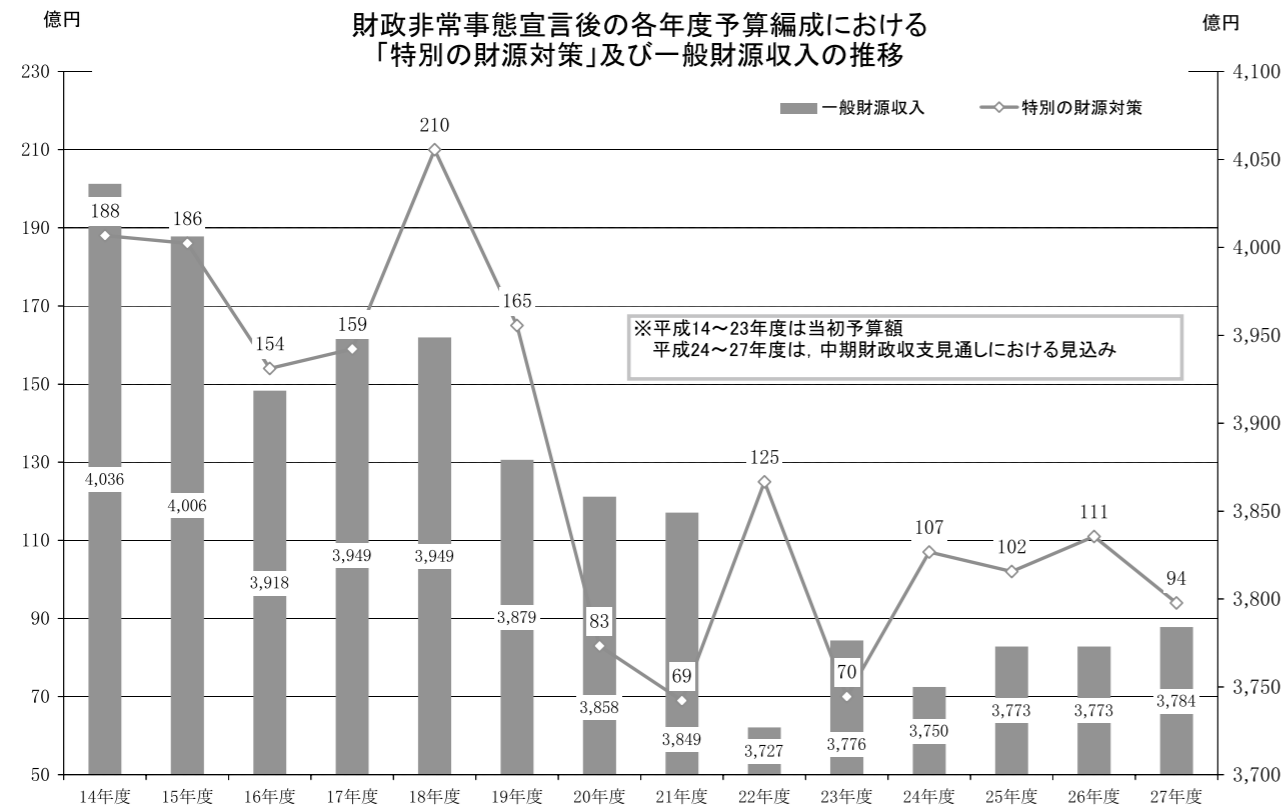
① 行政改革推進債の活用

行政改革推進債とは，行政改革の効果額で返済可能な範囲で，通常の市債に上乗せして発行できる特別の市債です。特別の財源対策としての行政改革推進債の活用とは，例えば，事業費の 75% の発行が認められている通常の市債に上乗せして，残り 25% について行政改革推進債を発行することを言います。

② 公債償還基金の活用

将来必要となる市債の償還のために，毎年計画的に公債償還基金への積立てを行っています。特別の財源対策としての公債償還基金の活用とは，この基金の一部を取り崩して，一般会計に繰り入れることを言います。

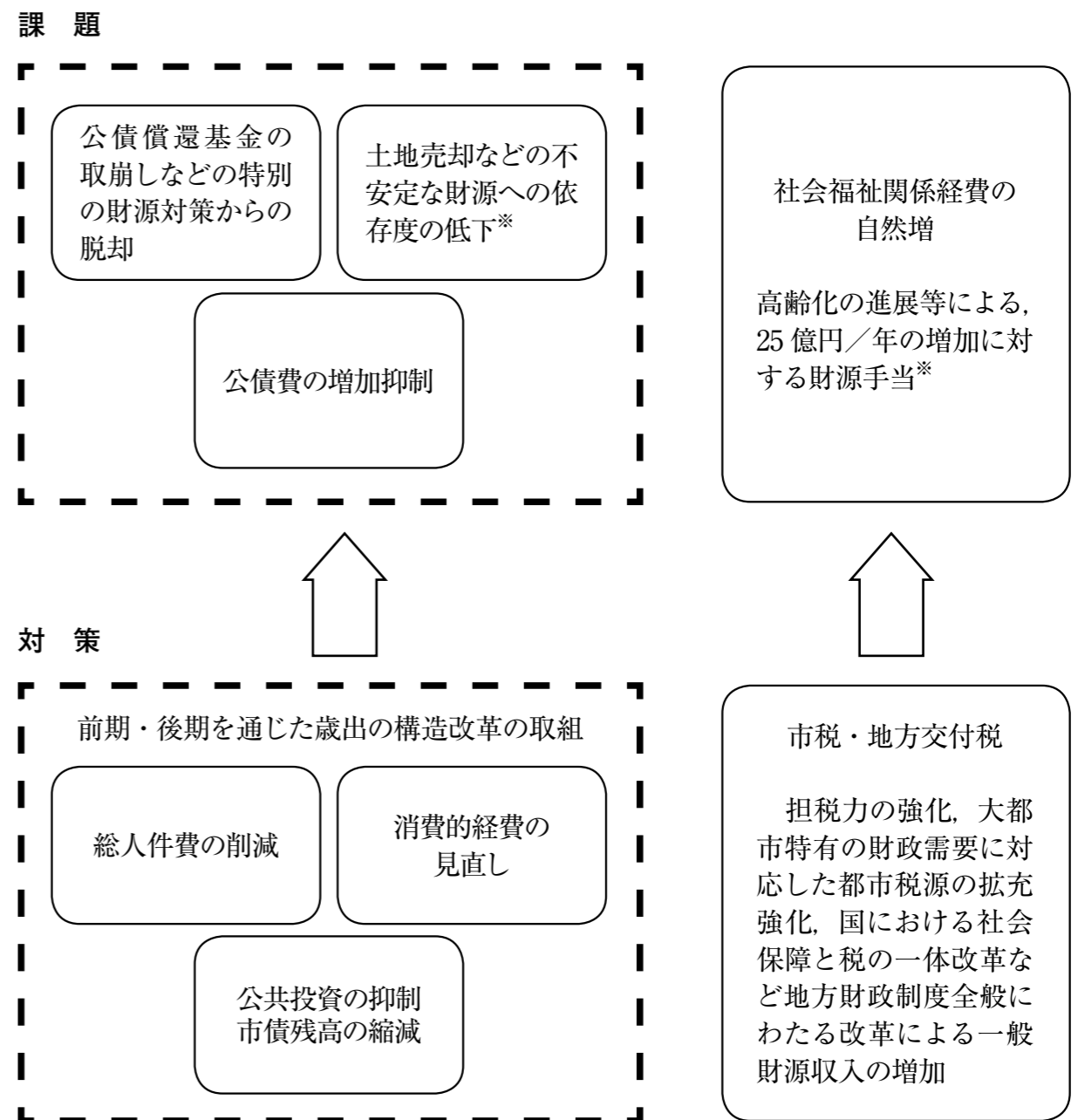
<参考>



(2) 取組後期 (平成 28～32 年度)

本計画に掲げる重点戦略の推進により、都市の魅力を高め、担税力を強化し、併せて大都市税財源の拡充や国における社会保障と税の一体改革など、地方財政制度全般にわたる改革による一般財源収入の増加を図ります。こうした取組にあわせて、総人件費の削減や公共投資の抑制、消費的経費の見直しなどの歳出の構造改革を推進することにより、特別の財源対策からの早期脱却をめざします。

<参考>取組後期のイメージ図



※ 一般財源収入の増加が見込めない平成 27 年度までは、
① 社会福祉関係経費の自然増は、消費的経費の見直しで吸収
② 資産活用などにより、税外収入の平成 23 年度水準を維持、確保

3 平成 27 年度までの取組

(1) 予算編成における目標

財政構造改革を着実に推進するため、下記のとおり、歳入歳出の主要な4分野ごとに、平成 27 年度までの今後 4 年間の予算編成における目標（財政運営の目標）を設定します。

○ <給与費> 総人件費の削減

～計画的な人員体制のスリム化～

ア 一般会計等の部門においては、部門別定員管理計画を策定し、事務事業の見直し等により定数削減を進めるなど、計画的に総人件費を削減します。

イ 公営企業部門においても、経営健全化をさらに推進し、職員数の削減等により総人件費を削減します。

○ <投資的経費> 公共投資の抑制、市債残高の縮減

～生産年齢人口 1 人当たり実質市債残高を増加させないように、市債発行額を抑制～

ア 投資的経費を抑制し、一般会計の実質市債残高※を平成 22 年度末（9,817 億円）から 500 億円（5%）以上縮減します。

このため、毎年度の予算編成において、本市が返済に責任を持つ実質市債発行額と公共投資規模を抑制します。

併せて、市債発行に当たっては、より低コストでの資金調達に努めます。

イ 他の特別会計、公営企業会計においても、投資的経費の抑制に努め、将来の市債の償還負担を軽減するため、全会計の実質市債残高を縮減するとともに、高金利の市債（企業債）の借換などによる資金調達コストの低減に努めます。

※ 実質市債残高とは、国が返済に責任をもつ臨時財政対策債を除く、本市が実質的に返済に責任を負う市債残高

○ <消費的経費> 事業見直し等による財源確保

～社会福祉関係経費の自然増に対する財源の確保～

社会福祉関係経費の自然増（25 億円／年）に対する財政措置が国において講じられるまでの間、社会福祉関係経費、繰出金などを含む消費的経費のすべての予算について、改革を徹底し、毎年 25 億円の財源を捻出します。

○ <歳入> 資産有効活用等による財源確保

～都市の成長等により、税収確保を図りつつ、資産有効活用等により財源を捻出～

資産の有効活用等により、本計画期間中、50 億円／年（平成 23 年度水準）を確保します。

このうち、歳出予算については、上記、給与費、投資的経費、消費的経費の分野ごとに局横断的な予算枠（給与費枠、投資枠、消費等枠）を設け、毎年度の予算編成において、枠ごとに財政運営の目標に基づく目安額を設定し、その範囲内での編成を行います。

(2) 特別の財源対策の考え方

特別の財源対策（概ね 100 億円／年）については、財政構造改革の推進により、可能な限りの圧縮に努めつつ、行政改革推進債の活用により対応します。それでもなお残る財源不足額については、公債償還基金を取崩すこととし、次のとおり行います。

① 行政改革推進債については、市債発行総額、市債残高の目標の範囲内での活用に留める。

② 公債償還基金の活用については、基金残高が概ね 3 年分の市債償還資金を下回らない範囲での活用に留める。

(3) 財政運営の取組方針

ア 予算編成に当たっては、引き続き、縦割りでなく、全市的な観点から、政策判断を一層重視することとします。また、市民との「共汗」で、京都のもつ「地域力」、「文化力」、「人間力」を引き出すことに留意するとともに、本市政策の「融合」により相乗効果、波及効果、経費節減効果を発揮します。

イ 毎年度の予算編成において設定した目安額を遵守することを基本としつつ、今後、社会経済情勢や国の地方財政対策が激変するような局面においては、市民生活の安心・安全や都市機能の維持発展のために、財政運営の目標を弾力的に運用します。その際には、財政構造改革への影響を最小限にとどめるための方策等について説明責任を果たします。

ウ 市民との財政情報の共有を一層推進するため、わかりやすく財政情報を発信します。

エ 行政評価制度も活用しながら、最少の経費で最大の効果を挙げることをめざし、さらなる事業見直しを推進します。

4 中期財政収支見通し

現在の施策・制度が継続される前提下で、収支の見通しを算定しました。そのうえで、毎年度の予算編成における目標による財政効果を加味し、特別の財源対策の必要見込額を推計しています。

(単位: 億円)

項目	23年度予算	24年度	25年度	26年度	27年度
歳入					
市税	2,421	2,380	2,410	2,453	2,458
地方交付税・臨時財政対策債	1,044	1,080	1,070	1,020	1,020
地方譲与税・府税交付金その他	308	290	293	300	306
小計(一般財源総額)	3,773	3,750	3,773	3,773	3,784
国・府支出金	1,507	1,472	1,510	1,542	1,572
市債(臨時財政対策債除く)	435	429	432	436	442
退職手当債	43	49	66	66	81
高速鉄道出資債等	118	126	112	115	107
投資的経費充当分	240	250	250	250	250
その他	1,750	1,659	1,657	1,655	1,652
土地売却収入	61	-	-	-	-
国交付金(基金取崩し)	15	2	-	-	-
預託金元金収入	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110
歳入総額(ア)	7,465	7,310	7,372	7,406	7,450

(単位: 億円)

項目	23年度予算	24年度	25年度	26年度	27年度
歳出					
人件費	1,150	1,173	1,190	1,191	1,206
退職手当	100	107	124	125	140
退手以外	1,064	1,066	1,066	1,066	1,066
給与減額措置等(特別の対策)	△14	-	-	-	-
扶助費	1,870	1,854	1,908	1,958	2,001
生活保護	782	813	830	846	863
障害者自立支援	272	304	332	356	373
保育所運営費	281	283	287	291	295
子どものための現金給付	291	213	213	213	213
子ども医療費, 老人医療費など	244	241	246	252	257
公債費	832	842	852	867	856
投資的経費	580	580	580	580	580
他会計繰出金	872	888	891	897	904
下水道事業	239	235	236	235	234
高速鉄道事業(地下鉄)	164	181	162	159	155
自動車運送事業(バス)	19	19	21	21	20
国民健康保険事業	148	148	150	152	155
介護保険事業	153	154	158	163	167
後期高齢者医療	27	27	28	29	29
その他	2,161	2,171	2,180	2,188	2,197
後期高齢広域連合負担金	124	129	132	136	140
中小企業金融対策預託金	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110
施設運営費, 内部管理経費等	919	899	899	899	899
歳出総額(イ)	7,465	7,508	7,601	7,681	7,744

(予算編成における目標の効果額)

人件費の削減	-	11	22	34	45	
公共投資の抑制, 市債残高縮減	-	5	5	5	5	
事業の見直し等	-	25	50	75	100	
資産有効活用等	-	50	50	50	50	
合計(ウ)	-	91	127	164	200	
特別の財源対策 (ア)-(イ)+(ウ)	※	-	△107	△102	△111	△94

※平成23年度は、予算編成過程で見込まれた179億円の財源不足額を、京都未来まちづくりプランに掲げた改革創造の取組や特別の対策(緊急の人件費抑制策, 行革債, 公債償還基金の活用)などにより解消した。

(単位: 億円)

(再掲) 社会福祉関係経費の増加額
※子どものための現金給付を除く。

項目	23年度予算	27年度見込	差引増加額
経費(歳出)	2,189	2,430	241
特定財源(国支出金等)	1,148	1,287	139
一般財源(市税等)	1,041	1,143	102

今回の中期財政収支見通しにおいては、一般財源収入の増加を見込めませんが、今後、

- ① 本計画に掲げる重点戦略の推進による都市の成長と担税力の強化
- ② 地方交付税の総額確保や都市税源の拡充及び国における社会保障と税の一体改革に向けての提言・要望

を推進することにより、中長期的には、一般財源収入の増加をめざします。

我が国の経済成長と上記①, ②の取組の成果として、例えば、一般財源収入の増加で社会福祉関係経費の自然増を賄うことができ(一般財源収入の伸び率1%程度で約40億円)、かつ総人件費の削減や公共投資の抑制の財政効果が現れることにより、特別の財源対策を早期に縮小することが可能となります。これにより、急激な景気後退など社会経済情勢が大きく変化する際に、機動的に財政出動を行える「持続可能かつ機動的な足腰の強い財政」を確立します。

【参考】 中期財政収支見通しの各項目の算定

【歳入】

<一般財源>

◇ 平成 24 年度

市税収入について、税制改正の影響や、固定資産税の評価替え、企業業績の動向等を踏まえ減収を見込み、地方交付税及び臨時財政対策債については、平成 23 年度の交付決定額や平成 24 年度分の市税収入の減を踏まえ見込んでいる。

◇ 平成 25 年度、26 年度

国の財政運営戦略において、平成 24 年度から 26 年度の間、地方の一般財源の総額については、平成 23 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する、とされていることから、平成 23 年度の一般財源と同額で推移すると見込む。

◇ 平成 27 年度

市税、地方譲与税・府税交付金その他について名目経済成長率を基に見込み、地方交付税・臨時財政対策債は、平成 26 年度と同額で推移すると見込む。

<特定財源>

◇ 国・府支出金

社会福祉関係経費、投資的経費充充分について歳出の増減に連動して見込む。

※ 妊婦健診、予防接種（子宮頸がん・ヒブ・小児肺炎球菌）については、平成 24 年度以降も財政措置が継続する前提で見込んでいる。

◇ 市債

退職手当債 退職手当に連動して見込む。

高速鉄道出資債 高速鉄道事業の経営健全化計画を基に見込む。

投資的経費充充分 平成 24 年度以降、250 億円で見込む。

◇ その他

保育料等について、歳出に連動して見込む。

【歳出】

◇ 人件費

退職手当 現時点での定年退職者数見込を基に見込む。

退職手当を除く給与費 平成 24 年度と同額と見込む。

◇ 扶助費

生活保護費、障害者自立支援費、保育所運営費等について、過去の平均伸び率や平成 23 年度上半期の状況等を基に見込む。

◇ 公債費

既借入分については、償還計画により、所要額を見込む。

新規借入分については、元金:5 年据置き、25 年均等償還、利子: 年利 1.5% で見込む。

◇ 投資的経費

平成 23 年度（580 億円）と同額で見込む。

◇ 繰出金

下水道事業 既借入分については、償還計画により、所要額を見込む。

新規借入分については、資本費平準化債の発行を前提に見込む。

高速鉄道事業 } 平成 21 年度末策定の経営健全化計画を基に見込む。
自動車運送事業 }

その他、国民健康保険、介護保険などについて、過去の伸び率や高齢者人口の増加見込を基に見込む。

◇ その他

平成 23 年度予算を基に所要額を見込む。